

○ 公務災害

公務災害は、職員が学校での仕事や通勤途上で負傷したり疾病にかかったりした場合に、各種の補償を受けることができる制度です。詳しくは教育情報ネットワークの文書共有で閲覧できます。

総括安全衛生委員会に報告された公務災害の事例には、体育の授業や球技会でのケガの他に、特別支援学校などで生徒のパニック等でケガをしたというようなものがあります。

当然のことながら、理由にかかわらず学校での仕事を理由にした災害は公務災害になります。

ところが、学校によっては校長が「これは公務災害にならない」「講師の人は採用試験があるので申請しない方がよい」と言ったなどの話があります。

管理職に公務災害を認定する権限はなく、公務災害が起こったら被害者の教職員を支援して、公務災害申請の手助けをするのが管理職の本来の仕事です。

また、通勤途上の交通事故は後遺症対策としても重要です。

手続きについても教育情報ネットワークで申請書などがダウンロードできるようになっています。

○ 臨時教員は教員評価の対象外

県教委の「新しい教員評価の手引き」（平成 27 年 3 月）では、「教員評価の対象となる職員は、校長、教頭、教諭（本採講師）、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員とします。なお、再任用職員（常時勤務者・短時間勤務者）も評価の対象とします」となっています。

県教委の説明では、「本採講師」は臨時教員ではなく、労働条件も正規教員と変わらないということです。

21 年度版にあった「臨時的任用職員は除きます」の一文が 27 年度版になくなったことについて、県教委は「変更があって削除した訳ではありません。臨時的任用職員を対象にしないということは対象者に入っていないため、書かなくてもわかることなので、あえて書いていないだけです」と説明しています。

県教委の話は簡単にまとめると、現行の教員評価制度は正規教員対象のもので、臨時教員は対象にしないということです。対象にしないのは正規教員と賃金制度等労働条件が全く違うからです。

ところが、管理職の中に、「本採講師」の言葉の理解が不十分で、「本採講師」を臨時的任用教員の常勤講師と間違えて、「講師も対象」と考えている管理職もいます。わからないことがあったら、担当者にきちんと確認する必要があるのに、そうなっていません。

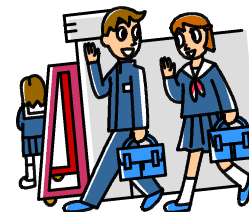
臨時教職員の皆さまに

～あなたも私たちの仲間～

自分の権利を守り、働きやすい職場環境を作っていくためには、正確な情報を知ることが大切です。

このたび組合では、臨時教職員の労働条件、権利のチラシを作成しました。ぜひ、中をご覧ください。

また、職場の問題や疑問点は職場の組合員か組合本部に相談してください。



茨城県高等学校教職員組合

310-0853

茨城県水戸市平須町 1 番地 93

TEL 029-305-3075 Fax 029-305-3317

e-mail iba-kou @ mito.ne.jp

<http://ihsfu.net/>

臨時教職員の要求実現

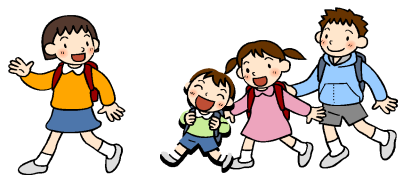
～学校が変わっても社会保険は継続～

茨高教組臨時教職員部が長年県教育委員会と交渉してきた結果、茨城県でも2014年3月に制度が改正されて、学校が変わらない臨時教職員は「空白の4日」があっても社会保険の継続が実現しました。ただし、新年度に学校が変わる場合はこれまで通りでした。

更に2014年度の県教委交渉の結果、2016年3月からは、勤務校が変わっても社会保険が継続することになりました。

また、「空白の4日」は全国的には「空白の1日」が多く、全国的に「空白の1日」を解消しようと県教委交渉に取り組んでいます。

「空白の4日」は、実態として勤務せざるを得ないような状態になっている臨時教職員も少なくありません。茨城でも「空白の4日」をゼロにするよう求め、引き続き県教委交渉に取り組んでいきます。



臨時教職員(あなた)にも こんな権利があります!!

◎ 年休

年休の取得に理由は問われません。また、理由を告げる義務はなく、労働者が自由に行使できる権利です。

病気やケガの場合は「療養休暇」(療休)を、特別な理由がある場合は「特別休暇」(特休)を利用しましょう。

① 常勤講師の場合

15日(4/1～12/31) + 5日(1/1～3/27)

* 12/31までの残日数は1/1以降に繰り越せます。

* 組合では、3/27までの年休の残日数を次年度に繰り越せるように改善を求めています。他県では、年休の繰り越しが実現している県もあります。

② 非常勤講師の場合

6ヶ月以上勤務後、勤務時間に応じた日数の年休が取得できます。



◎ 療養休暇(療休)

やむを得ず病気やケガで休まなければならない時に利用できます。自由に取得できる年休とは違い、理由を報告し、校長の承認が必要です。しかし、校長が理由もなく承認しないことは職権の乱用に当たります。

土日も含め8日間以上取得した場合は医師の診断書が必要となりますが、1週間までの療養休暇は診断書の提出は必要ありません。

◎ 特別休暇

『職員の休日及び休暇に関する規則』

別表1にある特別休暇40項目は、臨時教職員も取得することができます。主なものを紹介します。

① 結婚休暇

連続する7日間の範囲で取得できます。土日・祝日を除いて取得できます。

② 育児休暇(育児時間)

職員が生後満1年6月に達しない子を育てる場合、1日2時間を超えない範囲で取得できます。まとめて2時間、朝1時間、帰り1時間に分割しても取れます。当然、男性の臨時教職員も取れます。

③ 子の看護の為の休暇

中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む)を養育する職員が負傷や病気にかかった子の世話をするために、年5日間取得できます。子どもが2人以上の場合は10日間取得できます。

④ 短期介護休暇

配偶者、一親等の親族等を疾病、負傷による介護をする場合、年5日(要介護者が2人以上は10日)取得できます。

⑤ 不妊治療

職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合、年6日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間で取得できます。

* 「茨城県教育例規集」を参照。